

～消費者注意情報～

夢のタレントデビュー！・・・ライブチケットは自分で購入？ ～タレント・モデル契約の中途解約に関するトラブルが増えています～

(平成27年4月22日)

相談事例 <オーディション合格！すぐに歌手になれる、と思ったら・・・>

「タレントの仕事に興味はないか」と街で声をかけられた。音楽の仕事に興味がある、と答えたところ、音楽スクールのオーディションを受けることを勧められ、簡単なやりとりだけですぐに合格となった。そのスクールからは、「毎月のレッスン代は無料でよいが、すぐにライブに出演してもらおう。ライブのチケットは出演者が買い取ることとなっている。チケットは自由に販売してよい」と言われ、1枚数千円のライブのチケットを10枚購入させられた。

指定されたライブに出演したが、友人等にチケットを勧めることができるような内容のものではなく、無料レッスンも満足できる内容ではなかったため解約を希望したが、今後1年間分のチケット代は解約しても負担しなければならない、といわれた。解約しても負担しなければならないか。(20代 女性)

ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ スカウトされても冷静に。オーディションに合格しても慎重に！

街中でのスカウトだけでなく、SNSなどを通じて、モデルやタレントの所属事務所への登録を勧誘されることがありますが、タレント事務所への所属と同時に、高額な写真撮影代やレッスン受講料の負担を求められることがあるようですので、冷静に対応しましょう。

また、タレントを目指す人にとって、オーディションの合格はうれしいものです。しかし、芸能界で成功するのは、ほんの一握りの人である、という厳しい現実にも冷静に目を向け、契約する前には家族等に相談するなど、慎重に判断しましょう。

★ 中途解約の条件にも注意！

モデルやタレントの事務所に所属しても、思ったように仕事が入るわけではなく、また、期待したようなレッスン等を受けられない可能性もありますが、契約期間中に解約しようとしても、高額な解約料を請求されることがあります。契約書に記載された解約の条件をよく確認し、納得したうえで契約するようにしましょう。

★ 消費生活センターにご相談ください！

解約に関して、事業者から損害賠償を求められたり、少額訴訟を提起される場合もあるようです。解約料について納得ができなかったり、不審な点がある場合には、消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター
03-3235-1155(相談専用電話)

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口で相談するほどでもないけど困った経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。 <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。

～消費者注意情報～

モデル、歌手、声優、..夢を叶えるのは甘くありません！
～モデル・タレント契約の中途解約に関するトラブルが発生しています～

(平成27年7月1日)

相談事例1 <声優を目指したが、それで生計が立てられるほど甘くはなかった・・・>

声優の専門学校在籍中、その学校の卒業生から声をかけられてオーディションに参加し、合格した。卒業後、その卒業生に紹介された声優事務所を訪ね、すぐに2年間の所属契約に加え、プロモーション及びレッスンの契約をして、総額60万円以上を分割払いすることとなった。

契約後1年近く経過し、契約金額のうち30万円以上支払ったが、チケット販売のノルマがある一方で、声優の仕事は数回、合計でも数千円程度の報酬しかなかった。とても生活していけないと思い、解約を申し出たところ、契約金額の半額近い違約金を請求され、支払済みの金額とあわせると契約金総額に近い額となる。このような高額な違約金を支払う必要があるのか。(20歳代 女性)

相談事例2 <期待した通りオーディションに合格するもその後のレッスンは・・・>

インターネットで、モデルのオーディションサイトを見つけ、応募した。一次審査を難なく合格し、SNS上で行われるオーディションへの参加を勧められた。オーディションは、SNS上に自分の写真を一定期間掲載し、人気投票による投票数が多ければ、合格となる仕組みだった。

後日、オーディション合格の連絡があり、合格後必須とされているレッスンの受講を指示されたが、レッスン初日に用事ができ、キャンセルを申し出たところ、2万円以上のキャンセル料を請求された。支払う必要があるのか。(20歳代 女性)

ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス**★ モデル・タレント契約に至る入口は様々ですが、契約する際はその内容を十分確認しましょう！**

モデル・タレント契約に関する相談は様々です。街中でのスカウトだけでなく、自らSNSなどを通じて、情報を収集し、モデルやタレントの事務所と契約した、という事例もありますが、「当初の説明と異なる」「契約書面がない」等の理由からトラブルに発展するケースが目立ちます。契約する際には、プロモーションやレッスン、紹介される仕事の内容などを細かく確認し、納得してからにしましょう。

★ オーディションに合格しても、その後の活動は厳しいという現実を認識しましょう！

モデルやタレントの所属契約をしたのに、「期待したような仕事を紹介されない」「それだけでは生計が立たない」「プロモーション活動が十分に行われているのか不明」「レッスン内容に不満」などの理由から解約を希望するケースも多く見受けられます。甘い期待や軽い気持ちで契約することは避けましょう。

★ 困ったときには消費生活センターに相談を！

事例によっては、特定商取引法の規制対象となる取引に該当し、法に基づくクーリング・オフができる場合もあります。お困り・お悩みの際は、最寄りの消費生活センターにご相談ください！

改正東京都消費生活条例が平成27年7月1日から施行されます！

改正条例により「必ず有名にする」などと言ってモデル・タレントの所属契約をさせるが、実際には売り込み活動を行わない等の不適正な取引行為があった場合、その事業者に対して、一定期間契約の勧誘・締結の禁止を命じる行政処分が可能となりました。

東京都消費生活総合センター
 03-3235-1155(相談専用電話)

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口で相談するほどでもないけど困った経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。 <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。

友人に、「すごい人だ」と紹介された人から 儲け話の勧誘を受け、高額契約をしてしまった

友人に、FX(為替証拠金取引)や株価指数先物取引等で高収入を得ているという“すごい人”を紹介され、同じように儲けられるからと説明されて、投資のノウハウの入ったソフトウェアの購入契約をしてしまったという情報が、消費生活センターや**悪質事業者通報サイト**

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html> に寄せられています。

お金がないと断ると、「儲けですぐに返済できるから」と言って、消費者金融で借金させているケースもあります。

通報事例

○アルバイト先の先輩から「儲かる話があるから会わせたい人がいる」と誘われ、喫茶店に行った。そこで株取引で儲けているという人に会い、「〇〇万円の USB メモリーに入っている方法で投資すれば効率的に稼げる」と言われた。これまでの取引記録を見せてもらうと、確かに儲かっているようなので信用してしまい、消費者金融から借入れて支払った。消費者金融への申込の際は、申告の仕方を紹介者が付きっきりで教えてくれて、「資金用途は投資では通らないから習い事とするように」と言われた。(20代男性)

相談事例

○SNS で知り合った友人と飲んでいたら、友人の先輩という人が現れ、いつの間にか FX 自動取引ソフトの話の聞きに行くことになってしまった。説明を聞いたところ、このソフトは、有名な投資家のノウハウを取り入れており、自動的に FX を売買してくれて、何もしなくても利益が得られるという。購入代金がないと断ったが、「消費者金融で借りればいい。10万円の運用資金を入れれば月2~3万円利益が得られ、そこから返済できる」と言われ、100万円を借り入れて支払った。実際にやってみると儲からない。(20代男性)

消費者へのアドバイス

- ・ 仕組が複雑で、専門家でも確実に利益を上げることが難しい金融商品などで、確実に利益を上げる方法などありません。まして、その方法を簡単に解説する USB メモリーなどあるはずがありません。理解できない商品には、手を出さないようにしましょう。
- ・ 不確実な利益を当てにして消費者金融などでお金を借りないようにしましょう。上がった儲けで、簡単に借金が返せるようなうまい話はありません。
- ・ 投資は、本来、余裕資金で運用するものであり、学生などお金がなく、投資にふさわしくない人に借金を強要する契約は問題があります。大学生が契約した後に、契約してくれる別の人を紹介す

るように言われて困ってしまったという相談事例もあります。少しでも疑問に思ったら、お金を支払う前に、周りの人または最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

東京都消費生活総合センター
03-3235-1155(相談専用電話)

悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください。

すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口に相談するほどでもないけど困った経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。

→ <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。